

審 第 1 7 8 4 号
答 申 第 2 2 4 号
平成30年11月28日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年4月27日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第201号

平成28年4月5日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定（平成28年3月25日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年3月25日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年3月11日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署に金銭トラブルについて相談した時に作成された受理番号（〇〇）の警察相談票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け受理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年4月5日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年4月27日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり記載している。

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件決定の取消を求める。
- (2) 本件審査請求の理由
裁判の資料に使用する。もっと勉強せよ。

4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関は、理由説明書において、概ね次のとおり主張している。

- (1) 本件文書の性質
実施機関は、「千葉県警察相談取扱規程」（平成25年本部訓令第3号。以下「訓令」という。）により、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものを「警察相談」と位置付け、様式については

訓令で「警察相談票」を定め、受理した相談の内容や対応結果を明らかにしておくために作成している。

(2) 本件文書の記載内容

本件文書は、貸貸保証契約をしていた保証会社の従業員とのトラブルについての相談を審査請求人から受理し、審査請求人の要望により関係者等から聴取した内容及び審査請求人の対応に係る回答等について記載したものである。

(3) 本件文書の不開示部分及び理由

ア 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当

決裁欄の係長以下の印影及び継続対応欄の取扱者氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

イ 条例第17条第2号に該当

継続対応欄の職員番号

職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

ウ 条例第17条第2号及び第6号ハに該当

(ア) 相手方の参考事項欄

開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(イ) 危険度判定欄及び危険性欄

開示請求者以外の個人に関する情報並びに危険性及び緊急性の有無等により区分した後の取扱い方針等が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

エ 条例第17条第2号、第3号ロ及び第6号ハに該当

相談の要旨欄の一部及び措置結果欄の一部

開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、また、警察官が開示請求者以外の関係者から聴取した法人等に関する情報であり開示することを前提に提供されたものではなく、収集した経緯及びその後の状況等に照らして開示しないとの条件を付すことが合理的であると認められる情報であるとともに、開示することにより関係者と警察の信頼関係が損なわれ警察の事情聴取に応じなくなるなど、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

オ 条例第17条第6号ハに該当

(ア) 継続対応欄の警電番号

開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(イ) 相談者の参考事項欄

警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(4) 本件開示請求に関する検討結果

ア 条例第17条第2号適用の妥当性

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。また、条例第17条第2号は、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨規定している。

本件文書において、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示とした情報は、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、条例第17条第2号のただし書該当性について検討する。

(ア) ただし書イについて

本件文書において、条例第17条第2号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同号により不開示とした情報については、ただし書イには該当しない。

(イ) ただし書ロについて

本件開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や相談の対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、条例第17条第2号により不開示とした情報については、ただし書ロには該当しない。

(ウ) ただし書ハについて

前記のとおり、条例第17条第2号で不開示としている警察官の氏名は、ただし書ハで開示の対象とする公務員の氏名から除外される階級にある警察官の氏名であり、本号ハに該当する。

(エ) ただし書ニについて

ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示すること

によって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定である。

本件文書に係る相手方等の情報を審査請求人が既に知っているかどうか明白ではなく、審査請求人と相手方等の利害が共通している立場にあるとは言えないことから、ただし書二には該当しない。

イ 条例第17条第3号ロ適用の妥当性

本件文書において、条例第17条第3号ロに該当するとして不開示とした情報については、警察官が開示請求者以外の関係者から聴取した法人等に関する情報であり、開示することを前提に提供されたものではない。

対応時、開示請求者に対し、聴取状況を説明しているが、聴取した事項全てを説明しているものではないことから、収集した経緯及びその後の状況等に照らして開示しないとの条件を付すことが合理的であると認められる情報であり、同号ロに該当する。

ウ 条例第17条第6号ハ適用の妥当性

本件文書において、条例第17条第6号ハに該当するとして不開示とした情報のうち、「相手方の参考事項欄」、「危険度判定欄」、「危険性欄」、「相談者の参考事項欄」については、警察官の判断結果や当該相談に対する危険性及び緊急性の有無等により区分した以後の取扱い方針が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。また、「継続対応欄の警電番号」は、開示することにより当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であり、これらの情報は、同号ハに該当する。

エ 審査請求人の主張

裁判の資料にする。もっと勉強せよ。

との申立てについては、本件開示請求の理由とは認めることはできず、審査請求人の主張は認められない。

前記アからウ及びエのとおりであり、本件審査に関する検討結果については、「全面開示を求める。」旨の審査請求人の主張を認めることはできない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関に対して特定の法人の従業員との間のトラブルについて相談（以下「本件相談事案」という。）を行った際に、対応の内容を記録するため実施機関において作成した行政文書であ

る。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表の番号（以下、単に「番号」という。）(1)から(10)までのとおりであり、審議会として、

(ア) 実施機関の職員の氏名、印影及び職員番号（番号(1)、(2)及び(4)。以下「本件氏名等情報」という。）

(イ) 継続対応欄の警電番号（番号(3)。以下「本件警電番号」という。）

(ウ) 本件相談事案の危険性等、実施機関の判断に関する情報（番号(5)、(6)及び(7)。以下「本件判断情報」という。）

(エ) 本件相談事案に関して実施機関が第三者から聴取した内容に係る情報（番号(8)及び(10)。以下「本件聴取等情報」という。）

(オ) 本件相談事案に係る特定の法人の従業員の所属及び姓（番号(9)。以下「本件第三者情報」という。）

と分類した。

なお、本件決定において、実施機関は、番号(8)及び(9)の情報について、前記4(3)エのとおり、相談の要旨欄の一部として一体的に不開示情報として取り扱っているが、審議会としては、これらを前記(エ)及び(オ)のとおり本件聴取等情報と本件第三者情報にそれぞれ分類した。

ウ 諮問実施機関は、これらの不開示情報について、別表のとおり、条例第17条第2号、第3号ロ及び第6号ハのいずれかに該当するとして本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件氏名等情報について

(ア) 諮問実施機関は、実施機関の職員の氏名及び印影については条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、職員番号については同条第2号に該当すると主張する。

(イ) これらの情報は、実施機関の職員の氏名、職員の姓を刻した印影、職員個々に付された職員番号であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

また、これらの情報により識別される職員は、警察職員規則で定める警部補以下の階級にある職員であることから、氏名及び印影については同号ただし書ハに該当せず、ただし書イ、ロ及びニに該当する特段の事情は認められない。また、職員番号についても、同号のただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する特段の事情は認められない。

(ウ) したがって、本件氏名等情報は条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件警電番号について

(ア) 諮問実施機関は、内線電話の番号である警電番号を開示することにより、当

該電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当すると主張する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として開設された警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、当該番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、相談業務もかかる警察業務の一つであることに変わりはない。

(ウ) したがって、本件警電番号は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

ウ 本件判断情報について

(ア) 本件判断情報は、警察相談票の規定欄において記載することとされている、実施機関が関係者について判断及び選択した類型（相談者及び相手方の参考事項欄）並びに実施機関が本件相談事案の危険性や緊急性の有無等により区分した後の取扱方針等（危険度判定欄及び危険性欄）に関する情報である。

(イ) 諮問実施機関は、これらの情報のうち相談者の参考事項欄については、警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、以後の相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第17条第6号ハに該当する旨を主張し、その余の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であるとともに、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれもあるとして、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する旨を主張するので、まず、第6号ハ該当性について検討する。

(ウ) これらの情報は、審議会が見分したところ、本件相談事案の担当者による事件の危険性等についての判断に係る情報である。

そして、これらの情報を開示すると、関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談業務への信頼が損なわれ、また、県民が実施機関に対して不信感を抱き、相談をためらうことにもつながると言えることから、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、又は当該事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件判断情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

エ 本件第三者情報について

(ア) 諮問実施機関は、本件第三者情報については、前記4(3)エのとおり、条例第17条第2号、第3号ロ及び第6号ハに該当する旨を主張するので、まず、条例第17条第2号該当性について検討する。

(イ) 本件第三者情報は、審議会で見分したところ、本件相談事案に係る特定の法人の従業員の所属及び姓である。

これらの情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるものに該当すると認められ、条例第17条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する特段の事情も見受けられない。

したがって、本件第三者情報は条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件聴取等情報について

(ア) 諮問実施機関は、前記4(3)エのとおり、本件聴取等情報についても、条例第17条第2号、第3号ロ及び第6号ハに該当する旨主張するが、審議会としては、これらの情報の性質を踏まえ、まず、第6号ハ該当性について検討する。

(イ) 審議会が見分したところ、本件聴取等情報は、本件相談事案について実施機関が開示請求者以外の第三者から事情等を聴取した際の当該第三者の発言内容等に係る情報である。

そして、これらの情報を開示するとなると、同様の相談事案において、開示されることを危惧する関係者が事実や心情等をありのままに述べることを躊躇する等して、事案の解決に必要となる正確な事実関係等を実施機関が把握することが困難となる可能性は否定できず、そうすると、本件聴取等情報を開示することで、今後の相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件聴取等情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

カ 前記アからオのとおり、本件決定において不開示とされた情報は、条例第17条第2号もしくは第6号ハのいずれかに該当するので、諮問実施機関が主張するその他の不開示情報該当性について検討するまでもなく、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 4月28日	諮問書の受理
平成28年 7月 1日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成30年 9月27日	審議（平成30年度第5回第1部会）

平成30年10月16日	審議（平成30年度第6回第1部会）
-------------	-------------------

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	本件決定における不開示部分	本件決定における 不開示理由	
(1)	1 枚目	決裁欄の係長以下の印影	条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則
(2)		継続対応欄の職員番号	条例第 17 条第 2 号
(3)		継続対応欄の警電番号	条例第 17 条第 6 号ハ
(4)		継続対応欄の取扱者氏名	条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則
(5)		相談者の参考事項欄	条例第 17 条第 6 号ハ
(6)		相手方の参考事項欄	条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハ
(7)		危険度判定欄及び危険性欄	同上
(8)	2 枚目	相談の要旨欄の 16 行目から 18 行目 17 文字目まで及び 18 行目 26 文字目から 26 行目まで	条例第 17 条第 2 号、第 3 号ロ及び第 6 号ハ
(9)		相談の要旨欄の 15 行目 19 文字目から同行 30 文字目まで及び 18 行目 18 文字目から同行 25 文字目まで	同上
(10)	3 枚目	措置結果欄の 4 行目から 5 行目 32 文字目まで	同上